

2026年度 和歌山県観光プロモーターにかかる委託業務仕様書

1 対象市場

シンガポール

2 契約期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

3 和歌山県観光プロモーターの概要

和歌山県観光プロモーター（以下、プロモーターとする。）とは、和歌山県への外国人観光客誘致を目的に、対象市場現地において、和歌山県の観光資源にかかる情報発信や、対象市場の旅行動向等に関する情報収集などを通じて、和歌山県への誘客事業に取り組む個人または法人をいう。

4 活動指針

本事業の実施にあたっては、和歌山県観光交流課（以下、県観光交流課とする。）が示す誘客方針を十分に理解した上で、社会情勢の変化を踏まえつつ、プロモーター自身の強みやネットワークを活かした誘客活動に努めること。また、本事業を通じて得られる情報は随時和歌山県に共有すること。

5 使用言語

県観光交流課及び県観光関係者との連絡調整は日本語で行うこと。

（県観光交流課の許可があった場合は、この限りでない。）

6 業務内容

（1）現地事務所業務

ア 現地活動拠点の設置

- ・プロモーターのオフィスを対象市場現地に設置し、業務遂行に必要なスペースを確保するとともに、適切な人員を配置すること。
- ・現地担当者は日本語でコミュニケーションが可能な者とし、県観光交流課への連絡は、電子メール、国際郵便、国際電話及びWeb会議アプリ等により日本語で行うこと。

イ 現地市場の情報収集及び分析

- ・現地旅行会社やメディア、SNS等を通して海外・訪日旅行にかかる現地市場の動向・情報等を収集すること。（現地旅行社における旅行商品の造成状況及び送客状況、航空・クルーズ市場及び修学旅行の動向、海外旅行やSNSのトレンド、各種

団体による調査データ等)

- ・収集した情報については、適切に整理・管理するとともに、県観光交流課の求めに応じて速やかに提供すること。

ウ 月例報告及び年次報告

- ・毎月 10 日までに、前月に実施した活動状況（現地旅行会社・メディア・KOL 等への接触結果、現地市場の最新動向、県公式 SNS の発信結果、メディア露出が有る場合はそのコピー等）の報告を行うこと。
- ・セールス先、ファムトリップ実施先において、その後の商品造成、販売状況について適宜報告を行うこと。
- ・報告にあたっては、日本語で報告書を提出するとともに、県観光交流課とのミーティング（Web 会議アプリ等）を実施すること。
- ・年度末には、委託期間における取組結果の他、翌年度の誘客方向性についての提案を含めた年次報告書を提出すること。

エ 年間事業計画の策定

- ・本事業にかかる年間事業計画（取組の全体像、定期報告・現地セールス・旅行関連イベントのスケジュール等）を作成した上で、4月10日（金）までに県観光交流課に共有・説明すること。また、年間事業計画は必要に応じて適宜更新し、県観光交流課に共有すること。

(2) 対象市場現地におけるプロモーション業務

ア 現地旅行会社及びメディア等へのセールス活動

- ・現地の有力な旅行会社のリストを作成すること。（リストの様式は県観光交流課が指定する。年度当初に作成し、適宜更新すること。）
- ・上記リストをもとに、戸別訪問等を通じてセールス活動を実施すること。（和歌山県を含む旅行商品の造成・送客促進主な目的とする。なお、必要に応じて、県観光交流課が Web 会議アプリを活用して同席する。）
- ・セールス活動は、委託期間を通じて 40 回以上とし、委託期間を通じて平均的に行うこと。
- ・実施したセールスについては、訪問先ごとにレポートを作成し、月例報告時に提出すること。（レポート様式は県観光交流課が指定する。）なお、セールス活動の結果、現地旅行会社またはメディア・KOL が和歌山県内の視察・取材を希望した場合は、その旨、速やかに県観光交流課まで報告すること。

(3) その他業務

ア プロモーター市場説明会・個別相談会への参加について

- ・県観光交流課が県内事業者等を対象に実施する「和歌山県観光プロモーター市場説明会及び個別相談会（和歌山県内：年 1 回）」において、対象市場現地の旅行動

向にかかる講演を行うとともに、県内事業者からの個別相談に対応すること。

- ・講演に際しては、参加者に配布可能なプレゼンテーション資料を作成し、事前に県観光交流課の確認を受けること。

7 注意事項

- (1) 本事業の円滑かつ効率的な進捗を図る為、プロモーターは県観光交流課と密接な連携を図りつつ、業務取組に際してはこれを主体的に進めること。
- (2) 本事業は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に県と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (3) プロモーターは、本事業の実施により知り得た業務内容について、第三者に漏らしてはならない。
- (4) プロモーターは、本事業の実施に関連して得た情報やデータ等について、本事業の実施にかかる以外の目的で、県観光交流課の許可を得ることなく使用してはならない。
- (5) 本事業の実施に伴い発生する成果物に対する著作権は、全て県観光交流課に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または業務遂行上生じた疑義については、双方協議の上で処理すること。